

数十年に一度の大雨

そのとき、命を守る行動を

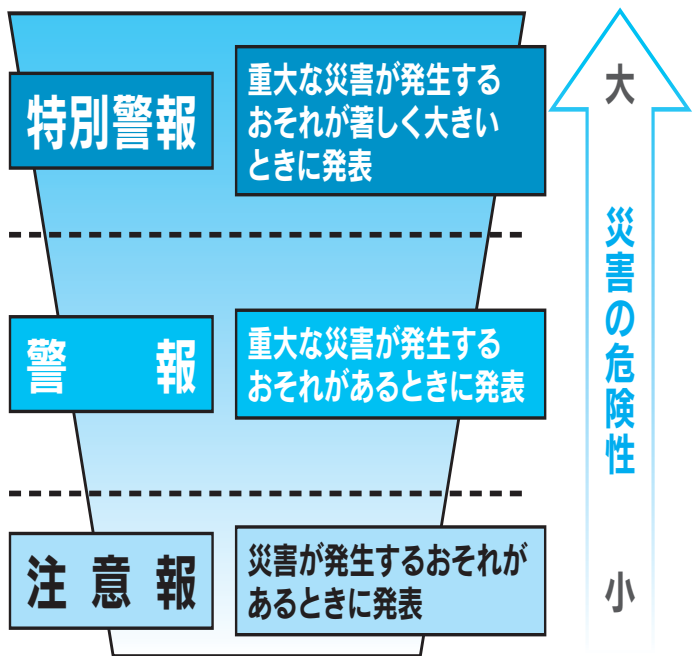
9月1日は防災の日です。災害はいつどこで発生するか分かりません。今回は、こうした災害時の情報収集や町からの伝達について「洪水」を中心に紹介します。近年、台風の巨大化や集中豪雨など、命を脅かすような大雨が全国各地で発生しています。そのような状況になったとき、あなたの命を守る行動をとってください。



特別警報の運用開始

気象庁では、8月30日から特別警報の運用を開始しました。これまでは大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがあるときに、警報を発表してまいりました。今後はこの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波などが予想され、重大な災害の危険性が高まっている場合、新たに特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。

特別警報が対象とする現象は、東日本大震災における大津波、平成23年台風第12号の



特別警報

重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表

警報

重大な災害が発生するおそれがあるときに発表

注意報

災害が発生するおそれがあるときに発表

豪雨などが該当します。特別警報は、テレビやラジオなどで伝えられます。特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や町から

発表する避難勧告などの情報に留意し、ただちに「命を守るための行動」をとってください。

これまでの経験したことのない大雨

大雨による特別警報の基準は、3時間降水量や48時間降水量などにより、地域ごとに定められています。それぞれの時間雨量が「50年に一度の値」を超えて、更に雨が降り続くと予想される場合に特別

警報が発令されます。雨量を肌で感じる降っている雨を観察することで、おおよその雨量を知ることができます。危険な状態になる前に自分で判断して避難ができるよう、雨の降り方と雨量の関係を知っておきましょう。【図1】

避難勧告発令の基準

板倉町は、南に利根川、北に渡良瀬川が流れています。特別警報が発令されるような大雨の場合は、洪水が心配されます。町では、国土交通省利根川上流河川事務所から河川水位の情報を受け、洪水の危険性が高い河川水位に達したときは、町民の皆様へ情報伝達を行います。河川の水位が上昇したときに避難勧告などを行う水位の見方は図のとおりです。【図2】

情報伝達を行います

町では、次のような情報伝達手段により、避難勧告などの災害情報をお知らせしま

- 早めに避難ができるよう準備をしてください。
 - 自主防災組織（行政区）の連絡網による伝達
 - 広報車による巡回（町及び消防団）
 - 安全安心メールの配信（登録制）
 - 携帯電話の緊急速報メール一斉配信
 - NHKやケーブルテレビとの連携による情報提供
 - ※ 安全安心メールの登録が済んでないかたは左記URLから登録ができますので、登録をお願いします。
 - URL <http://www.town.itakura.gunma.jp/mobile.html>
- 非常食など備蓄品の準備**
- 災害が発生した場合に備えて、備蓄品は町でも用意していますが、各家庭においても食料、飲料水の備蓄に努めてください。食料は3日分の非常食（調理不要な乾パン、缶詰めなど）、飲料水も3日分（1人あたり1日3リットル）を備蓄するように心がけてください。
- 問合せ 行政安全係
☎内線122

雨の降り方

【図1】

やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
1時間に10～20mmの雨 雨の音がよく聞こえ、地面一面に水たまりができます。雨が長引く場合には、注意が必要です。	1時間に20～30mmの雨 どしゃ降り。傘をさしてもぬれてしまうほどの雨です。下水があふれ、また崖崩れの心配もあります。	1時間に30～50mmの雨 バケツをひっくり返したような雨。崖崩れもおこりやすく、道路規制も行われます。避難の準備を。	1時間に50～80mmの雨 滝のように降り、あたりが水しぶきで白っぽくなります。水害の発生の可能性は大。	1時間に80mm以上の雨 息苦しくなるような圧迫感を受ける雨。大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要。

水位の見方

